

沖縄県立芸術大学の研究費に係る不正防止計画

令和7年3月25日

本計画の趣旨

沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）における研究費の不正使用及び研究上の不正行為を防止するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」を踏まえ、実効性のある不正防止計画を策定するものである。

1 研究費の不正防止に向けた管理運営体制

別紙管理体制図のとおりとする。

2 不正防止対策

（1）内部統制

ア．科学研究費における誓約書の徴取

（ア）徴取対象

本学に所属する研究代表者及び研究分担者（外部機関の研究代表者から分担金の配分を受ける者を含む）並びに研究費の運営・管理に関わる事務局職員（非常勤職員を含む）

（イ）徴取時期

研究代表者及び研究分担者については、交付申請時など研究費の使用開始前までに徴取する。同一の研究課題で複数回交付申請する場合は、その都度徴取する。事務局職員については、人事異動等により担当が変更した際に徴取し、以降、年に1度徴取する。

（ウ）誓約事項

a 関係法規等を遵守すること

b 不正を行わないこと

c 関係法規等に違反して、不正を行った場合は、本学や資金配分機関等の処分及び法的な責任を負担すること

イ．科学研究費における物品購入の明確化

科学研究費で購入する物品は、「公立大学法人沖縄県立芸術大学科学研究費助成事業取扱規程」等の関係規程に基づき、発注前に決裁を受けるものとする。事務職員は納品された物品の現物確認を行うものとする。

ウ．旅費の事実確認

旅費の執行については以下の書類の提出を義務づける。

- ①旅行前の旅費申請書
- ②旅行後の復命書
- ③旅行の事実確認のための証拠書類
- ④航空機利用の場合
 - ・航空券購入の領収書
 - ・旅行行程が確認できる書類
 - ・搭乗確認のための搭乗券

エ. 謝金・役務等の事実確認

謝金・役務（データベース開発、機器保守点検等）の執行については以下の書類の提出、現場確認等を義務づける。

- ①事前の執行申請書（業務予定）
- ②支給内訳書又は作業従事者の出勤表
- ③有形の成果物がある場合は成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類
- ④成果物がない機器の保守・点検などの場合は立ち会い等による確認

オ. 監査

監査担当者主導のもと以下の内容の内部監査を毎年度実施し、監査結果を最高管理責任者に報告するとともに、改善事項の指導を行うものとする。

- ①通常監査：全ての研究課題を対象に書類監査を実施する。
- ②特別監査：備品購入後の使用・保管状況の確認等、監査の必要が認められる事項について実施する。

カ. 通報・告発

「沖縄県立芸術大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」第8条に基づく不正行為等に関する通報・告発窓口（事務局総務課）をHP等で周知する。

（2）文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動によって得られた研究データ（以下「研究データ」という）の保管

本学の研究者は、「沖縄県立芸術大学における研究に関する記録及び研究データの保管・保存要綱」に基づき、研究データを保管・保存する。

ア. 保管・保存義務期間

研究データの保管・保存義務は研究開始時から生じ、保存期間は研究が終了した時点もしくは当該研究の結果が公表された時点の二つの時点の遅い方から10年間継続されるものとする。

イ. 管理責任者

研究データの管理責任者は「沖縄県立芸術大学における研究活動に係る不正行

為の防止等に関する規程」第4条に基づく統括管理責任者とする。

ウ．保管・保存方法

本学の研究者は自身を研究代表者とする研究データについて、以下内容を統括管理責任者に対して報告し、統括管理責任者は「研究データ保管・保存管理簿」にその内容を記載して管理するものとする。

- ①保管・保存形態
- ②保管・保存場所
- ③保管・保存期間

エ．開示義務

本学の研究者は「沖縄県立芸術大学における研究活動に係る不正行為に対する通報等の手続きに関する細則」第7条に定める調査委員会から研究記録や研究データの開示請求があった場合はこれを開示しなければならない。

(3) 取引業者に対する不正防止対策

本学では取引業者に対する不正防止対策として、以下の事項を実施するとともに、「沖縄県立芸術大学における不正取引に関与した業者に対する処分方針」及び「公立大学法人沖縄県立芸術大学が発注する契約に係る取引停止等に関する取扱規程」に留意し取引を行うものとする。

ア．取引業者への周知

以下のような行為は不正行為にあたること及び不正行為に対しては取引停止等の措置を取ることをホームページ等で周知する。

- ①取引にあたり虚偽の申告をした者
- ②入札又は見積りにあたり、他者と価格調整等の協議を行った者
- ③契約の履行に際し、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質、数量に関し、不正の行為があったと認められるもの
- ④その他不利益を及ぼす行為をしたと認められるもの
- ⑤預け金や架空請求などの不正取引
- ⑥提出書類の意図的な改ざん
- ⑦本学の職員に絡む贈収賄
- ⑧その他社会的な規範から逸脱した行為

イ．誓約書の徴取

取引業者から、以下の項目を記載した誓約書を徴取するものとする。

- ①関係法令、本学が定める諸規程等を遵守するとともに不正に関与しないこと。
- ②内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ③不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はないこと。

- ④ 本学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼等があった場合には、本学が設置した相談・通報受付窓口に連絡すること。

（４）研修 下記表の対象者に対して、所定の研修を実施する。

対象	方法	頻度
教員	e ラーニング	５年に１回
大学院生	ネット上の研修実施	在学中に１回
学部生	ネット上の研修実施	在学中に１回
共同研究員	e ラーニング	共同研究員委嘱時に１回
他研究機関に所属する 科研分担者	e ラーニング（所属研究機関等で研修を実施していない場合）	研究分担時に１回

３ 計画の見直し

本計画については、随時必要な見直しを行うとともに関係者に対して周知するものとする。

附 則

この計画は、令和７年３月２５日から施行し、令和３年４月１日から適用する。